

令和4年度佐渡市自動運転実証調査業務委託に係る公募型プロポーザル実施要項

1 目的

この要項は、自動運転技術を活用した持続可能な移動サービスの構築に係る実証調査業務の候補者を選定するため、公募型プロポーザル方式によって企画提案を募集し、最も適切な者を当該事業の実施者として選定することを目的とする。

2 概要

(1) 業務名称

自動運転実証調査業務委託

(2) 業務内容

別紙「自動運転実証調査業務仕様書」のとおり

(3) 委託契約期間

契約締結の日から令和5年3月10日まで

(4) 委託見積限度額

本業務の委託見積限度額 金180,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）ただし、国庫補助金の採択及び予算の議決を受けた場合のみ契約する。

3 参加資格

プロポーザル方式等に参加することができる者は、次に掲げる要件を備えた者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 国または地方自治体から競争入札の参加資格停止を受けていない者であること。
- (3) 国または地方税を滞納していない者であること。
- (4) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て及び破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者ではないこと。
- (7) 国内で自動運転技術の実証実験を実施した実績がある者

4 参加申込手続等

企画提案者は、下記に示す書類を作成し、提出すること。

ただし、必要がある場合は補足資料の提出を求めることがある。

(1) 提出書類

- ① 企画提案参加申込書（様式第1号） 6部（正本1部 副本5部）
- ② 企画提案書 6部（正本1部 副本5部）
- ③ 見積書（様式第2号） 1部（正本1部）
- ④ 添付書類 各6部

ア 会社概要が分かる資料（パンフレット等）

イ 定款

ウ 決算報告書（過去2年分）

エ 商業・法人登記等謄本の写し

オ 直近年度の納税証明書の写し

※事業協力者がある場合は、事業協力者に係る物も併せて提出すること。

※④ーエ・オの書類については、佐渡市競争入札参加資格名簿に登載されていない場合に限る。

(2) 提出方法

持参、郵送又はメール

(3) 提出期限

令和4年7月6日（水）午後5時まで

※メール提出の場合は、大容量データ送信用のアドレスをご案内しますので、下記提出先へメールで連絡してください。

(4) 提出先

〒952-1292 新潟県佐渡市千種232番地 佐渡市観光振興部交通政策課

TEL：0259-63-3184

メール k-koutsu@city.sado.niigata.jp

5 質問及び回答

仕様書等に関して質問がある場合は、質問書（様式第3号）にて提出すること。

(1) 提出方法

メール k-koutsu@city.sado.niigata.jp によること。

※件名は「自動運転実証調査事業プロポーザルに関する問合せ」とする。

(2) 質問受付期間

令和4年7月1日（金）午後5時まで

(3) 回答方法

ご提出いただいた質問は、原則3日以内に質問者に電子メールで回答します。

6 スケジュール

手続き	期間等
企画提案書提出期間	令和4年7月6日（水）午後5時まで
質問書受付期間	令和4年7月1日（金）午後5時まで
審査（プレゼンテーション・ヒアリング）	令和4年7月11日（月）午後
審査選定結果の通知	令和4年7月14日（木）

7 企画提案内容（提案項目等）

企画提案書には、以下の内容について記述すること。

（1）事業に関する企画等

① 実証実験の実施エリアに関する提案

将来的に自動運転移動サービスの実現の可能性が高いと考えるエリアを選定すること。

② 自動運転実証実験のシステム及び車両の提案

①で提案する実施エリアの道路環境や周辺環境等を考慮した最適なものとする。

③ 実証実験の実施体制に関する提案

実証実験を実施するにあたり、移動サービスの担い手となる交通事業者の他、協力企業や大学・研究機関と連携する場合の役割等を記載すること。

④ 地域住民の理解促進・社会受容性の醸成に関する提案

実証実験前後の住民ニーズの把握、社会的受容性を計測する調査方法について記載すること。

⑤ 事業実施スケジュールの提案

別紙「自動運転実証調査事業業務仕様書」に基づき、事業実施スケジュールを記載すること。

⑥ 社会実装を見据えた事業提案

事業の再現性、持続可能性の観点から自動運転の収益モデルを提示すること。

（2）概算費用

事業の実施に係る概算費用を見積もり、内訳がわかるよう項目ごとに記述すること。

（3）類似業務の実績

過去に主催又は受託した類似事業（実証実験等）の実績を記述すること。

（4）事業実施体制及び業務経歴

事業を受託した場合の業務実施体制及び業務に従事するスタッフの過去の業務履歴を記述すること。

8 提案の審査及び選定

(1) 審査委員会の設置

応募された提案については、佐渡市が設置する自動運転実証調査業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）による審査を行い選定する。

(2) 審査方法

審査は、提案書に基づく書面審査及び提案者によるプレゼンテーションにより行う。

① 日時：令和4年7月11日（月）午後

※出席時間については、別途連絡する。

② 場所：佐渡市役所 3階 小会議室（新潟県佐渡市千種232番地）

③ 出席者：提案者側の出席者は2名までとする。

④ 説明時間：プレゼンテーションは1社15分程度、説明終了後に質疑応答を5分程度行う。

⑤ 資料等：審査委員会では、提出された企画提案書の内容以外の資料の配布や投影は禁止する。

(3) 主な評価項目等

評価項目	評価の観点	配点
①運営能力 業務実施体制 (業務実施手順及 び作業スケジュール)	・類似業務の実績、成果を有しているなど、知識やノウハウ、経験等を十分に活かせることが期待できるか。 ・適切な人員配置、指導監督体制が整備され、業務実施手順を示す実施フローや工程表について、妥当なものであるか。	10
②実施エリア選定	・将来的に自動運転移動サービスの実現の可能性が高いと考えられるエリア選定の提案となっているか。	20
③自動運転システム及び車両の提案	・実施エリアの道路環境や周辺環境等を考慮した最適な提案となっているか。 ・ルート選定について、技術検証が実施可能なものとなっているか。 ・乗客及び周辺歩行者、車両の安全性を確保した計画となっているか。	20
④実証実験の実施体制に関する提案	・実証実験を実施するにあたり、移動サービスの担い手とする交通事業者の他、協力企業や大学、研究機関と連携する場合、その理由や役割等が記載されているか。 ・地域住民の理解促進・社会的受容性を計測できる	20

	調査項目は妥当なものであるか。	
⑤社会実装を見据えた事業提案（継続性）	・社会実装に向けて本業務終了後も持続可能性を意識した収支計画と、事業内容の充実・発展が見込まれる提案となっているか。	30

9 審査結果の通知

審査結果は、令和4年7月14日（木）までに全ての提案者に文書で通知する。

なお、審査結果は佐渡市情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となるが、審査委員会は非公開のため、審査の経過等に関する問い合わせには応じられない。

10 失格又は無効

本プロポーザル参加者が、次のいずれかの事項に該当した場合は失格又は無効とする。

- (1) 「3 参加資格」に定める要件を満たさない（満たさなくなった）者による提案。
- (2) 「6 企画提案書の提出」に定める提出期限を過ぎて提出された提案。
- (3) 企画提案書その他提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (4) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合。

11 契約の締結

(1) 契約手続等

本プロポーザルは、本業務に適した提案者を選定するものであり、契約締結前に佐渡市と契約関係は生じない。

国庫補助金の採択及び予算の議決を受けた場合、実施候補者を見積者として見積依頼を行う。見積者から見積書が提出され、その金額が予定価格の範囲内であった場合は、その者と契約を締結する。

(2) 業務内容に関する協議

本業務の内容は、佐渡市が示した仕様書及び候補者が提出した企画提案をもとに確定するが、事業目的達成のために必要と認めれる場合は、佐渡市と候補者の協議により、企画提案の内容を変更したうえで業務内容を確定することがある。

候補者との協議が整わなかった場合や候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において欠点であった者と協議を行う。

12 その他留意事項

- (1) 企画提案は1事業者1提案とする。
- (2) 提出書類の追加・変更は原則として認めない。

- (3) 企画提案書の用紙サイズは、A4版（横書き、要ページ番号）とする。ただし、図表などを記載する場合、A3版の用紙をA4版サイズに折りたたみ挿入することは可とする。
- (4) 提案者から提出された書類等については理由の如何に関わらず返却しない。
- (5) 本プロポーザルの参加に要する費用は、提案者の負担とする。
- (6) 提案者が1者しかいない場合においても、プレゼンテーションにより選定を行う。